

2021年8月2日

関西電力株式会社

当社は、寝覚発電所の木曾川えん堤（長野県木曾郡木曾町）において、アスベスト※¹が含まれている設備の不適切な取扱いが判明したため、本日まで長野県等へ報告しました。

アスベストの含有量が、設備の重量に対し0.1%を超えるものについては、労働安全衛生法第55条に基づき譲渡してはならないことが定められています。

しかしながら、2020年度に実施した同えん堤にある洪水吐ゲート※²の設備更新工事において、ゲート巻上機※³のブレーキライニング※⁴に基準値を超えるアスベストが含まれているにも関わらず、撤去した当該設備を廃棄物処理業者に譲渡したものです。

また、本事象に伴う追加調査の結果、笠置発電所（岐阜県恵那市飯地町）と丸山発電所（岐阜県加茂郡八百津町）において、2020年度以前に実施した取水口ゲート等※⁵の設備更新工事でも、同様の事象を把握しました。

なお、ブレーキライニングに含まれていたアスベストは非飛散性かつ、当該設備は金属ケースで覆われた状態で撤去・運搬・熔解しており、環境や健康への影響はないものと考えています。

関係者の皆さまにご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。当社は、今後、関係官庁の指示に従い適切に対応するとともに、アスベスト含有設備の管理に係る仕組みの強化やコンプライアンスの再徹底など、再発防止に努めてまいります。

※1：天然にできた鉱物繊維。極めて細い繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性を持っていることから、建材（吹き付け材、保温・断熱材、スレート材など）、摩擦材（自動車のブレーキライニングやブレーキパッドなど）といった様々な工業製品に使用されてきた。しかし、石綿肺がんや中皮腫を発症する発がん性が問題となり、現在では、原則として製造・使用等が禁止されている。

※2：ダムからの放流量を調節するためのゲート

※3：ゲートを開閉するためにロープを駆動して上下させる機器

※4：ブレーキに装着されている摩擦材

※5：取水口ゲート：発電所に水を取り入れるゲート

取水口後部排砂門ゲート：取水口内に堆積した土砂を排出するゲート

以上

別紙：アスベスト含有設備の不適切な取扱いに関する概要

アスベスト含有設備の不適切な取扱いに関する概要

1. 不適切な取扱いの概要

場 所：寝覚発電所木曾川えん堤(長野県木曾郡木曾町)

工事時期：2020年11月～2021年3月

譲渡日：2021年1月23日、2021年3月31日

設 備：ゲート巻上機(4機のうち2機)

対象物：ブレーキライニング

含有率：38%～44%

(追加調査の概要・結果)

全水力発電所(152箇所)を対象として、2018年度～2020年度の間巻上機を撤去した事象のうち、アスベストが含まれている同種設備を譲渡していた事例を調査。

その結果、新たに以下の2件が判明。

新たに判明した2件の含有率については、当該設備が既に撤去されているため不明。

<笠置発電所>

場 所：笠置発電所取水口(岐阜県恵那市飯地町)

工事時期：2020年6月～2021年2月

譲渡日：2020年6月10日、2021年2月2日

設 備：ゲート巻上機(2機)

対象物：ブレーキライニング

<丸山発電所>

場 所：丸山発電所取水口(岐阜県加茂郡八百津町)

工事時期：2019年4月～2021年1月

譲渡日：2019年4月10日、2021年1月14日

設 備：ゲート巻上機(2機)

対象物：ブレーキライニング

2. 判明した経緯

2021年

- 6月28日 本店担当者が予算要求作業時に、予算編成指針に記載されているアスベスト含有調査の文言に注目し、現状の含有調査の実施状況について気に掛かった。そのため、至近でゲート取替工事を実施していた寝覚発電所の処理方法を木曽水力センターに確認したところ、分析調査せずに撤去していたことが判明。
木曽水力センターから巻上機製造メーカーにアスベスト含有有無について電話にて問合せ。
- 6月30日 巻上機製造メーカーから当該設備にアスベストが含まれているとの報告有。
同発電所に設置されている、同型のゲート巻上機からブレーキライニングを採取する手続きを開始。
- 7月14日 ブレーキライニングの採取が完了し、アスベストの含有有無と含有率に関する分析を開始。
- 7月16日 本事象に伴い、追加調査を開始。
- 7月20日 追加調査の結果、笠置発電所と丸山発電所でも、アスベストが含まれている同種設備を譲渡していたことが判明。
- 7月28日 寝覚発電所における設備のアスベスト含有率が38～44%という分析結果が出たため、不適切な取扱いとして長野県等の関係行政機関に報告。
加えて、追加調査で判明した2件について、アスベストの含有率は不明なものの、不適切な取扱いの可能性がある事象として岐阜県等の関係行政機関に報告。

3. 原因

- ・設備管理の仕組みや業務手順の不足
- ・関係法令の知識不足
アスベスト含有の可能性がある設備の把握や、その旨を設備へ掲示する仕組みがなかったほか、関係法令の知識が不足していたため、設備におけるアスベストの含有有無を確認しないまま、譲渡したもの。

4. 再発防止対策

(水力発電所におけるアスベスト含有設備の管理に係る仕組みの強化)

- ・アスベスト含有の可能性がある設備のリストを作成する。
- ・アスベスト含有の可能性がある設備にその旨を掲示する。
- ・工事の際に用いるチェックリストや発注書類にアスベストの取扱いに係る項目を追加する。

(コンプライアンスの再徹底)

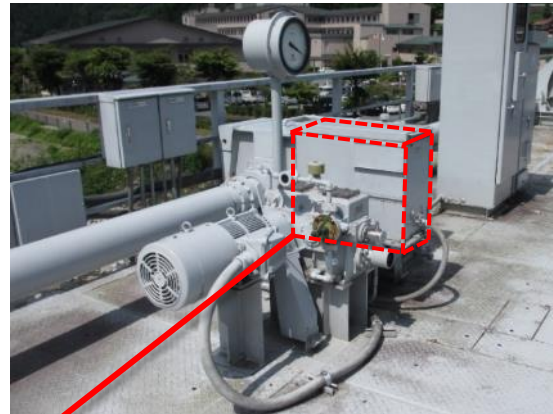
- ・関係法令に関する研修を強化し、知識の向上を図る。
- ・本事象を社内関係箇所に周知徹底する。

5. 写真

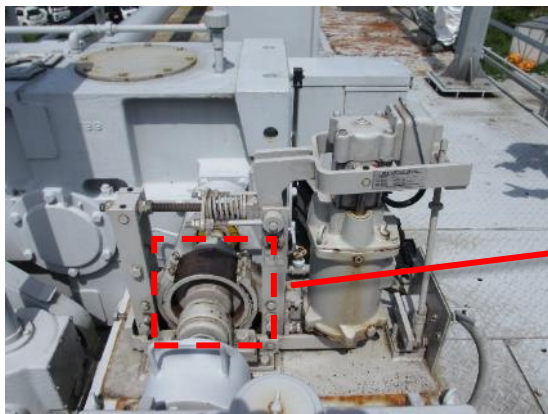
木曾川えん堤



ゲート巻上機



ブレーキライニング(取外し後)



以上